

第1節 総合的防災体制の整備

本町及び防災関係機関は、平常時から組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施等を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

第1 中枢組織体制の整備

1 本町の組織体制の整備

本町は、総合的な防災体制を推進するため、平常時から防災にかかる中枢的な組織体制の整備及び充実を図る。

(1) 平常時の防災体制

平常時における防災対策は、関係部課長及び防災担当課をもって推進する。

(2) 災害警戒本部を設置するまでの対策

勤務時間外において、災害警戒本部員等が参集するまで、防災担当部課職員により災害情報収集等を行う。

(3) 災害警戒本部

本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において、震度4の地震が発生したとき、また、災害発生のある恐れがある気象予警報等により、通信情報があり、災害のある恐れがあるが、時間、規模など予測困難なとき、小規模の災害が発生したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他町長が必要と認めたとときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

（組織）

本部長：町長 副本部長：教育長、公室長、事業部長 本部員：部長級の職員

(4) 災害対策本部

本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において、震度5弱以上の地震が発生したとき、また、中規模又は大規模な災害が発生し、又は発生する恐れが確実なとき、その他町長が必要と認めたとときにおいて、避難救援応急復旧等が円滑迅速に行えるよう町の全力をあげて、防災対策に取り組むため設置する。

（組織）

本部長：町長
副本部長：教育長、公室長、事業部長
本部員：部長級の職員

2 動員体制の整備

災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

本町は、災害発生時に速やかに防災対策体制がとれるよう防災中枢機能等の確保、充実を図る。

1 防災中枢施設の整備

本町は、災害対策本部室に役場庁舎5階の特別会議室を活用し、防災中枢機能の強化に努める。また、代替施設については、忠岡町文化会館を選定し、バックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

2 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

第3 防災拠点の整備

大規模災害時において、適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

1 地域防災拠点の整備

本町域における応援部隊の受け入れ及び活動拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

災害活動拠点	町役場、現地災害本部
物資輸送拠点	救援物資集積場所（町役場防災倉庫）、 臨時ヘリポート
医療活動拠点	公立忠岡病院等町内医療機関
避難拠点	各指定避難場所
物資備蓄拠点	町役場（防災倉庫）
応援部隊の受入拠点	忠岡新浜グラウンド

第4 装備資機材等の備蓄

応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検及び補充交換を行い、保全に万全を期する。

第5 防災訓練の実施

本町は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制に万全を期することを目的として、各種災害に関する訓練の実施に努める。

1 総合的防災訓練の実施

本町は、関係機関及び住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、ライフライン対応、緊急輸送等の訓練を有機的に連携させた総合的な訓練の実施に努める。

また、被害が広域にわたる災害も想定し、近隣市町と合同による広域的な訓練も取り入れ、防災訓練の充実を図るよう努める。

2 個別訓練の実施

(1) 組織動員通信訓練

災害時における職員の初動体制、休日・夜間等の勤務時間外における職員の配備を迅速に行うため、情報の収集・伝達、連絡体制、非常参集等について訓練の実施に努める。

(2) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、水位・雨量観測、動員、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報等の伝達等について訓練する。

(3) 消防訓練

火災の防御と避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防訓練を実施する。

(4) 避難訓練

避難の指示、勧告及び避難誘導等地域住民を安全に一時避難地へ避難させるための訓練を実施する。また、要援護高齢者・障害者等の積極的参加を得て、孤立者、負傷者、高齢者及び障害者等の避難誘導や介助方法等について実施する。

(5) 自主防災会の自主訓練の指導

自主防災会の震災時における行動力の向上を図るため、特に初期消火訓練及び避難訓練等の実施について指導を行い、訓練に際しては、消防署職員等指導者を派遣する。

第6 人材の育成

本町は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期すため、職員に対し、防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動マニュアル等の配布

(2) 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各防災機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ その他必要な事項

2 専門教育機能の強化

本町は、消防職員、消防団員の知識・技能の向上を図るため、複雑化する災害の態様に対応できる高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

第7 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究に努める。

第8 広域防災体制の整備

本町をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害も視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

本町及び大阪府は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

2 その他防災関係機関の広域防災体制の整備

その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など自衛隊との連携体制を整備する。